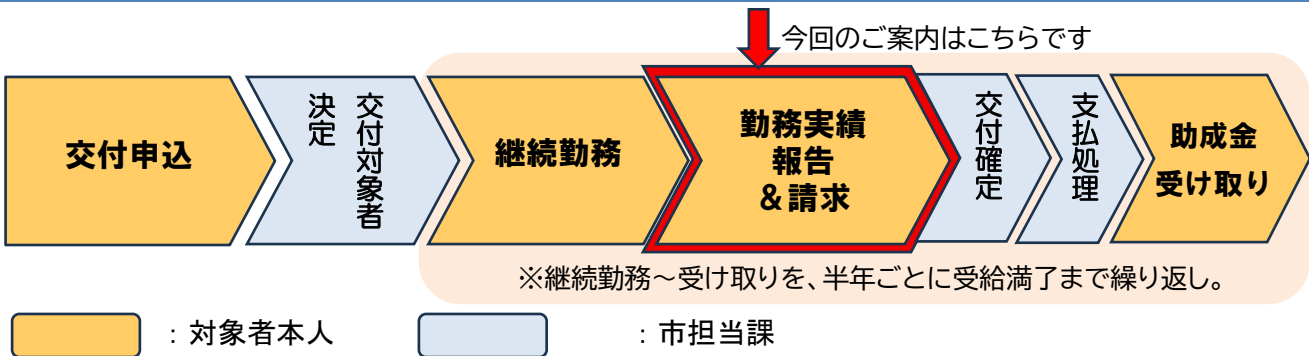


令和8年度(2026年度)上半期 とよなか保育士助成金制度のご案内
～勤務実績報告・請求編～

1. 申込対象助成金及び交付額

	応援手当
対象者	第6次までのとよなか保育士助成金交付決定者 (令和6年度(2024年度)までに交付決定を受け、受給開始した方)
交付対象勤務期間	令和8年(2026年)4月1日から同年9月30日までの勤務
上記対象期間における交付額	月額2万円×勤務月数(最大12万円)

2. 交付までの流れ



3. 請求方法

ア.請求の流れ

対象者本人による電子申込(請求)と、勤務施設(雇用主)による勤務証明書の提出(勤務実績報告)が、どちらも受付期間内に確認できて初めて請求完了の状態となります。受付期間内に請求完了の状態でなければ、助成金を交付することができません。

対象者本人	勤務施設(雇用主)
勤務施設(雇用主)へ「勤務証明書」データの作成と市への提出を依頼する	対象者本人より依頼を受け、勤務証明書データ作成(勤務証明書の様式データは市より提供)
豊中市電子申込システムで請求の申請をする(「ウ.請求のしかた」を参照してください)	市が指定する格納場所へデータを提出
請求完了	
受付期間終了後、市で審査ののち対象者本人の銀行口座振込にて交付します。	

イ.請求に必要なもの

・通帳またはキャッシュカード等、口座情報(口座名義、銀行名、支店名または支店番号、口座番号)がわかるものの写し(画像データ)

※通帳アプリ画面のスクリーンショットも添付可能ですが、必ず上記口座情報が確認できる画面を添付してください。

ウ.請求のしかた

①対象者本人が、「勤務証明書」のデータ作成及び市への提出を、勤務施設(雇用主)に依頼します。

(「勤務証明書」の様式データは、市から勤務施設に直接お渡ししています。)

勤務施設から市への証明書データの提出が完了しているか、必ずご自身で受付期間内に勤務施設へご確認ください。いかなる理由でも受付期間を過ぎての提出は受理できません。

また、対象者本人による記入・提出されたものは受理することができません。

②対象者本人が、電子申込システム及び豊中市からのメールを受信するために、下記ドメインを受信許可する設定を行います。

指定ドメイン名: @apply.e-tumo.jp(電子申込システム)
@city.toyonaka.osaka.jp(豊中市)

※具体的な設定方法については、ご契約の携帯電話会社またはご利用のメールサービスでご確認ください。

③対象者本人が、豊中市電子申込システムで、下記手順のとおり請求申請をします。

▶申請フォームはこちらから(受付期間以外は申請できません。)

https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12125



申請フォーム QR コード

手順 1 画面の説明に沿って必要事項を入力・必要書類をデータ添付のうえ、「確認へ進む」の後、「申込む」ボタンを押してください。

手順 2 指定したメールアドレスに申込完了メールが届けば、申請完了です。

※メールが届かない場合、必ず上記指定ドメイン名を受信する設定ができているか確認してください。

申込後の連絡はメールにて行います。必ずご自身で確認ができるメールアドレスを入力してください。

エ.注意事項

1. 申込内容に不備があった場合、担当者からメールでご連絡しますので、必ず確認してください。期日までにご対応いただけない場合、審査に進むことができず、助成金を交付することができません。ご注意ください。

2. 申込時に使用するスマートフォン等の通信回線に係るトラブルについては、一切の責任を負いかねます。

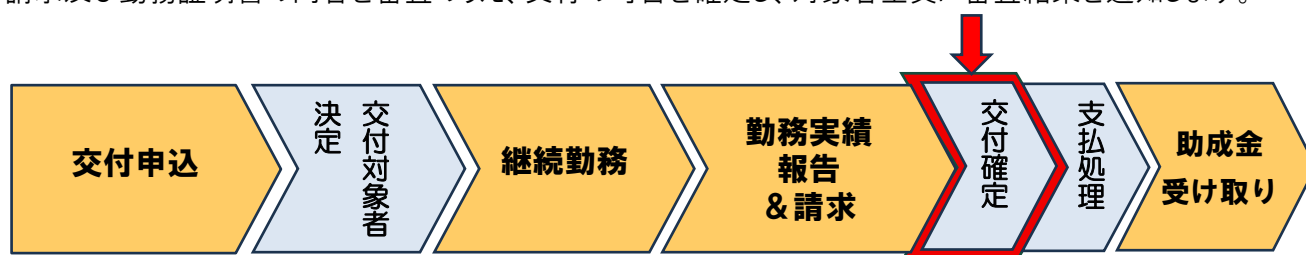
4. 請求受付期間

令和8年(2026年)9月16日(水)9時～10月15日(木)17時まで

- ・期限を過ぎての申込は、いかなる理由があっても受理しません。必ず期限内に申し込んでください。
- ・勤務先に依頼する「勤務証明書」についても同様です。必ず申込者ご自身で、勤務先から市へ証明書データを提出済みかどうか、受付期間内にご確認ください。

5. 審査結果通知

請求及び勤務証明書の内容を審査のうえ、交付の可否を確定し、対象者全員に審査結果を通知します。



6. 備考

- (1) 本制度は長期継続勤務を主目的としていることから、交付対象期間中に離任(対象外施設へ異動・退職)された方は、その時点までの勤務実績に応じて助成金を交付いたしますが、その後交付対象者の資格を失います。
- (2) 産休・育休・休職の期間は、助成金の支給停止期間となります。復職したら、その時点から支給が再開されます。産休・育休・休職に入られる時と、復職時には、必ず状況変更届((5)参照)にて届け出てください。また、復職後も支給が満了するまでは資格がありますので、請求忘れのないようご注意ください。

(例)

交付対象 期間	R5		R6		R7		R8		合計
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
	4/1～9/30	10/1～3/31	4/1～9/30	10/1～3/31	4/1～9/30	10/1～3/31	4/1～9/30	10/1～3/31	
交付額	120,000円	120,000円	120,000円	40,000円	60,000円	120,000円	120,000円	20,000円	720,000円

R6.12.1～R7.6.30まで休職

↑ ここで支給満了

- (3) 交付確定から助成金のお受け取りまではおよそ1か月かかります。
- (4) 「勤務証明書」については、勤務先(雇用主または施設長)でのデータ作成となります。虚偽や錯誤により実態と異なる内容での証明が発覚した場合、交付対象者の資格を失います。

(5)下記の事項が発生した場合、速やかに状況変更届を提出してください。

①住所変更（市内）	⑥産休・育休・休職
②市外に転出	⑦復職
③氏名変更	⑧週勤務時間が 30 時間未満になる
④勤務場所の異動（市内同一法人）	⑨退職
⑤勤務場所の異動（市外）	⑩その他（施設長その他同種の職種に変更等）

◆電子申込システム 状況変更届へのアクセスはこちら↓

とよなか保育士助成金 状況変更届



(6)本助成金は課税所得(雑所得)に該当します。交付後は税務署への確定申告または市町村への住民税の申告が必要となる場合があります。個人の所得状況によって異なりますので、詳しくはお近くの税務署またはお住まいの市町村の税担当課にお尋ねください。

【問い合わせ先】

豊中市こども未来部こども事業課内

保育士・保育所支援センター

電話:06-6858-2569（平日 9:00~17:00）

FAX:06-6854-9533

メール:kodomo-saiyou@city.toyonaka.osaka.jp